

自主防災組織の手引き

わたしたちの街は、わたしたちで守ろう！



麻生区自主防災組織連絡協議会

第1章 自主防災組織とは？

いま、もし大地震が起きたとしたら、私たちの町はどうなるのでしょうか。

電話が不通になったり、道路通行等のライフラインの確保が困難になったり、とりわけ停電や水道管の破損によって、十分な送水ができなくなってしまう。そんなとき、火災があちこちで発生すれば、消防隊の活動が制限され、消火活動が十分に行えなくなります。また、多数の負傷者が出ると、救急車も日頃のような救急活動が期待できません。

風水害や地震等、発災直後の状況の中では、わたしたちの街は自分たちで守っていかなければなりません。そのために、町会・自治会を中心として、地域に住む皆さんが協力しあい、地域の安全を守り地域ぐるみで防災に立ち向かう組織【自主防災組織】が必要となります。

【自主防災組織】は、地域の環境や実情、在住者について熟知しているので、災害発生時に行政の応急活動に先がけて活動できる利点があります。

誰が何を受け持つか、住民同士の役割や活動内容を体系づけ、地域ぐるみで出火の防止、わが家の安全点検、隣近所の協力体制、要援護者対策等、日常活動によって連帯意識を高め、ひとたび災害が発生した場合、普段各自主防災組織で実施する防災訓練で得た知識や技術を、すばやく、安全かつ組織的に実行しなければなりません。さらに、風水害時や地震災害時の〈避難所〉が開設された場合、避難所ごとに自主防災組織をはじめとした自主組織が中心となって、管理運営を行うことが必要となってきます。

このように、地域社会のなかで防災という共通の目的をもって結成されているのが【自主防災組織】です。

1 平常時の活動

(1) 防災意識の啓発

- ア 各家庭で日頃から防災について話し合い、災害対策について考えてもらう。
- イ 防災集会や防災映画会などを定期的に行う。
- ウ 家具類等が転倒、落下しない工夫をしてもらう。
- エ 火気使用設備器具等の点検をし、各家庭から火を出さないよう注意する。
- オ 石油・食用油・スプレー等、可燃性危険物品の安全管理のチェックをする。

(2) 資器材等の備蓄（防災資器材購入補助金交付制度の活用）連絡、初期消火等の防災活動をするために必要な資器材を備えておく。

(3) 防災訓練（活動助成金交付要綱の活用）

- ア 年間の防災計画に基づき訓練を行い、必要な知識、技術の習得をくり返し行うようにする。
 - ①個別訓練項目－救出・救護、要救護者搬送、情報収集伝達、給食・生活用水確保、トイレ組立、ロープワーク、防災マップ作成、避難、消火、要援護者救助等の各訓練
 - ②総合訓練項目－避難所運営、図上訓練等（個別訓練で習得した知識、技術を総合して、組織内相互の連携を図り、各班が効果的に防災活動を行える訓練）
- イ 訓練内容の充実を図るためのチェックをする。
 - ①訓練目的、種別、内容、想定、日時、場所、指導者、参加者等、事前の検討は十分に行う。
 - ②次回の訓練に生かすために、必ず反省を行う。
- ウ 訓練の内容が自主防災組織で検討されたら、区役所・消防署等との調整を行なったうえで、詳細を打合せし、申請書を提出してください。

(4) 災害時要援護者支援対策

「川崎市災害時要援護者避難支援制度」に基づき、麻生区役所に登録申請した、いわゆる災害弱者（高齢者、障害者等）の名簿を自主防災組織に提供します。この名簿により、要支援者ごとに「避難支援プラン」を作成し、見守り活動や、発災時の安否確認、避難所への誘導等を行なっていただくようお願いします。

2 災害時の活動

(1) 情報の収集及び伝達

災害情報を正確に早く収集し、地域住民への伝達と、付近住民の安否確認を行う。(特に、デマ情報には注意する。) 必要に応じて、区役所や消防署等に対し出動を要請する。

(2) 出火防止・初期消火

出火防止の呼びかけを行い、万一火災が発生したら初期消火に努めるとともに、大声で隣近所に応援を求め、消防署に連絡する。

(3) 避難誘導

ア 火災が拡大するおそれのある場合や崖崩れ等の危険が切迫した場合、安全な場所への避難を促す。

イ 一時集合場所に集まり、市の指定した避難所に避難する場合は、安全なルートと場所を正確に伝え、誘導する。

ウ 避難所での自主管理態勢の確立に努める。

麻生区では、①震災時すべての市立小学校・中学校を避難所として、どこの町がどこの学校へ避難するかを指定しています。(ただし、指定された避難所へ危険で行けないような場合は、この指定に係わらず、安全に行くことが可能な最寄りの学校や公園、空地等にとりあえず避難してください。) これにより被災者は、原則として居住地に近い地元の学校で支援をうけることとなります。②風水害時の避難所として、公立学校、公共施設、その他公民館等が指定されています。さらに、③急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域にも、避難施設を指定しています。

(4) 救出救護

ア 救出に当たる者の安全を図りながら、資器材を活用して救出を行うとともに、必要な場合、消防署に出動を要請する。

イ 負傷者の応急手当を実施し、必要な場合医療機関、一時救護所(休日急患診療所等)へ搬送する。

ウ 事前に申請した災害時要援護者の救助、救出に務める。

(5) 給食給水

ア 炊き出しなどの給食活動や給水活動をする。

イ 応急物資・応急給水等を計画的に配給する。

3 単位自主防災組織編成・活動例

活動の考え方 班編成	平常時の活動	災害時の活動	防災訓練の活動
本部 (自主防本部長)	①防災計画の企画・立案 ②他機関との調整	①統率 ②指示	①計画実施の指示
情報班	①防災知識の普及 ②講演会の開催 ③情報伝達用資器材の整備と点検管理	①被害、混乱防止の広報活動 ②災害状況の連絡 ③避難指示等の正確な伝達	①被害状況を地図に落とす。 ②被災者の集計
消火班	①火災の起きない街づくりの整備 ②地域内の消防資器材等の点検管理	①出火防止の呼びかけ ②初期消火を目指す ③消防署への通報	①バケツ等による初期消火訓練 ②消火器による初期消火訓練
救出救護班	①応急手当の普及 ②応急手当用資器材の点検管理	①地域の人々と協力しての救出活動 ②負傷者への救護活動	①ロープワーク実践 ②ハンマー、バール等資器材を使用した救出 ③三角巾使用法 ④心肺蘇生法、AED講習訓練

避難誘導班	①避難所等へのルート確認 ②要援護者の把握 ③誘導資器材の点検管理 ④非常持出用品の普及	①安全な避難所等への誘導 ②要援護者の避難誘導 ③避難行動を促すための説 得	①防災マップの作成 ②避難ルートの確定 ③要援護者の把握
給食給水班	①3日分の食料、水の備蓄 を各家庭に徹底 ②炊飯用具の点検管理	①炊き出しによる給食活動 ②給水活動 ③食糧等の配分活動	①災害用井戸からの給水 ②臨時給水拠点からの給水 ③災害備蓄米による炊き出し 訓練の実施
その他	災害の実情にあわせた班(例) ①ボランティア受入班 ②環境整備班 ③防犯対策班 ④在宅避難者との連絡班		①仮設トイレの組立訓練 ②農地でのトイレ作り訓練 ③水害や崖崩れの恐れのある 地域の監視点検

第2章 自主防災組織と関係法令とのかかわり

災害に対する諸対策は、多くの関係法令と、これらを総合化し相互の調整を図るために制定された「災害対策基本法」によって実施されています。

この法律の中で、防災（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。）については、国、県、市、公共的団体及び住民の全てを通じて、それぞれの持分に応じて責任を有するという考えを貫いております。

また、本市で制定した地震対策に関する条例の中でも、同じ考え方に基づいて市民及び事業者の責任を明らかにしていますが、こうした考えにより「川崎市地域防災計画」や「麻生区地域防災計画」を策定し、地域のみなさんに自主防災組織づくりを呼びかけ、防災対策の総合的な推進を図るものであります。

災害対策基本法（抜粋）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

川崎市地震対策条例(抜粋)

(市民の基本的責務)

第4条 市民は、常に地震及び地震防災に関する知識の習得に努め、震災を防止するため、市民相互に協力するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

(非常用品の確保等)

第10条 市民は、地震の発生に備え、当面必要な食料等の備蓄及び初期消火に必要な用具その他非常用品の確保について、常に配慮しなければならない。

(自主防災組織)

第24条 市民は、震災を防止するため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めなければならない。

第25条 自主防災組織は、震災の発生に備え、その構成員の地震発生時における役割分担をあらかじめ定め、その活動に必要な防災資器材を整備するとともに、初期消火、避難等地震に係る防災訓練を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、前項に規定する地震に係る防災訓練を実施しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出て、その指導を受けなければならない。

(助成)

第26条 市長は、第24条に規定する自主防災組織に対し、予算の範囲内において、必要な助成をすることができる。

(補償)

第30条 市長が実施する地震に係る防災訓練又は自主防災組織が市長に届け出てその指導を受けて実施する地震に係る防災訓練に参加した者が、当該防災訓練に参加したことにより死亡し、または負傷したときの補償については、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)の例による。第21条の規定による協力要請に基づく応急措置の業務に従事した者が、当該応急措置に従事したことにより死亡し、または負傷したときの補償についても同様とする。

第3章 自主防災組織に対する助成制度

地域社会を災害から守るためには、その地域に住むみなさんが「自分たちの地域は自分で守る」という考えに立って行動することが基本です。

このことを理解していただくために、市は、市民一人ひとりの防災に対する心構えと備えの充実を呼びかけ、さらに、これを基礎とした地域における自主防災組織づくりを訴えてきましたが、これを受けて、地域で自主的に実施する防災対策と、市が実施する全域に対する防災対策との連携を図る観点から、自主防災組織に対する助成制度を実施しています。



1 防災資器材購入補助金（S52.7.1 施行）

自主防災組織が、防災活動に使う資器材（原則として「防災資器材購入品一覧表」に定める品目）を購入する場合に補助します。

（1）「防災資器材購入補助金」を受けられる自主防災組織

自主防災組織を結成している町内会・自治会等で、区役所へ自主防災組織結成届出書を提出している自主防災組織。現在、結成届出書を提出していない自主防災組織についても、該当する届出書を提出していただければ、補助金を受けることができます。

（2）防災資器材購入品目一覧表

分類	対象資器材	備考
1 消火用具類	①消火器	・詰め替えを除く ・150㎡以上の集合住宅は対象外（設置が義務付けられているため）
	②消火器用格納箱	
	③水バケツ	
	④消火ホース （消防用ホース）	・水道用ホース等日用品の部類は除く
	⑤消火ホース用ノズル	
	⑥屋外消火栓用器具	・消火栓開閉用器具 ・スタンドパイプ等のジョイント（媒介）器具類
	⑦消火ホースキット	・消火ホース、消火ホース用ノズル、屋外消火栓用器具がセットになったもの
	⑧その他	・その他災害時の消火に用いる用具
2 救出救助器具類	①のこぎり	・救助器具セット等を含む
	②バール	
	③かけや	
	④つるはし	
	⑤スコップ	
	⑥手斧・なた	
	⑦ジャッキ	
	⑧カラビナ	
	⑨ロープ	
	⑩ウインチ	
	⑪ハンマー	
	⑫番線カッター	
	⑬はしご	
	⑭その他	・その他災害時の救出救助に用いる用具
3 救護用具	①救急箱	・医薬品（中身）のみの購入は除く
	②担架	
	③車椅子	
	④AED	・訓練用を除く ・据付用格納箱等を含む
	⑤その他	・その他災害時の救護に用いる用具
4 防災被服類	①ヘルメット	
	②防災用被服	
	③腕章	
5 通信器具類	①トランシーバー	・免許を要する場合、免許申請等にかかる費用は除く
	②携帯ラジオ	
	③メガホン類	
	④その他	・その他災害時の通信に用いる器具

6 防災倉庫類	①防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費用を除く ・整理棚は倉庫購入時のみ可能 ・多人数が使用するものに限る ・個別使用・配布するものは除く
	②防災用品保管庫	
7 炊事器具類	①鍋・釜類	<ul style="list-style-type: none"> ・多人数が使用するものに限る ・個別使用・配布するものは除く
	②炊飯器具セット	
	③水タンク	
	④カセットコンロ	
8 その他	①テント	<ul style="list-style-type: none"> ・多人数が使用するものに限る ・個別使用・配布するものは除く
	②仮設トイレ	
	③防水シート	
	④懐中電灯	
	⑤リヤカー	
	⑥避難誘導棒	
	⑦毛布	
	⑧エレベータ用防災セット	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品（中身）のみの購入は除く ・エレベータに設置するものに限る
9 維持管理体制の 必要な資器材	①発動発電機	
	②投光機	
	③コードリール	
	④チェンソー	
	⑤エンジンカッター	
	⑥ろ水機・浄水機	
	⑦可搬型消火ポンプ	
	⑧ガソリン携行缶	

※上表に掲げる資器材の維持管理に要する消耗品類は除く。

※全ての資器材について、レンタル用の物品は除く。

※ヘルメット、テント等への名入れ代は、補助対象とする。

(3) 補助金額

ア 防災資器材の購入に要する費用の2分の1の額を補助します。

(ただし、100円未満については、切り捨てとなります。)

(例) 12,340円 × 1/2 = 6,100円 (70円は切り捨て)
(購入額) (補助金額)

イ 当該年度内の限度額は、次の①と②の合計です。

① 組織割 (1自主防災組織につき) 300,000円

② 世帯割 (1世帯につき) 600円

(例) 550世帯の自主防災組織の場合

300,000円 + (600円×550世帯)

① + ② = 630,000円

(交付限度額)

(4) 手続き方法

ア この補助金は、年間の執行限度額以内で交付されますが、例年の交付希望総額が執行限度額を上回る場合が多いため、平成13年度から正規の申請に先立って「防災資器材整備計画書」及び購入予定業者からの見積書を提出していただき、事前に交付希望団体の調整を行っています。

イ 正規申請手続き

① 必要書類

購入補助金交付申請書	自主防災組織編成表	防災資器材購入品目一覧表	見積書の写し
------------	-----------	--------------	--------

② 提出先 麻生区役所危機管理担当

ウ 補助金額の決定、資器材の購入

申請手続き後、通常2週間後に「交付決定通知書」が送付されます。決定通知書到着後、当該資器材を購入してください。

エ 購入の報告

「防災資器材購入報告書」に領収書・納品書の写しを添付して麻生区役所危機管理担当に提出してください。

オ 確定通知の送付、補助金交付請求書の提出

購入報告書の提出後、通常2週間後に「交付確定通知書」が送付されます。到着後、同封の「補助金交付請求書」に通帳の写しを添付し、麻生区役所危機管理担当に提出してください。なお申請人（代表者）と口座名義人とが異なる場合は、委任状が必要となります。

(5) その他

自主防災組織結成・変更届出書については、毎年度末に本部長あて郵送します。代表者（本部長）の交代、組織内の班長等の交代等の場合は、そのつど「自主防災組織結成・変更届出書」の提出が必要となります。

2 活動助成金（S58. 4. 15施行）

自主防災組織が防災訓練や防災集会、映画会等を行ったときに交付します。

(1) 「活動助成金」を受けられる自主防災組織

町内会・自治会に自主防災組織を結成し、区役所へ「自主防災組織結成届出書」を提出しているもの。

※ 現在、届出書を提出していない自主防災組織についても、「結成届出書」を提出すれば助成金を受給することができます。

(2) 助成の対象となる活動

ア 地震防災訓練

①救出・救護 ②要救護者搬送 ③情報収集・伝達 ④給食・生活用水確保 ⑤仮設トイレ組立て ⑥ロープワーク ⑦防災マップ作成 ⑧避難訓練 ⑨初期消火 ⑩避難所運営 ⑪防水訓練

イ 防災知識の啓発活動

①防災集会・防災講演会・防災映画会 ②防災のための印刷物の作成・配布 ③防災の催物等

ウ その他

前項ア、イの規定に関わらず、消防法（昭和23年7月24日施行）第8条に規定した訓練を実施した場合も助成対象となる。

(3) 助成金額

ア 参加人員及び訓練・啓発活動の種別ごとに、原則として次の金額を交付します。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額		
	訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合
20人以上 49人まで	12,000円	3,000円	15,000円
50人以上 300人まで	24,000円	6,000円	30,000円
301人以上 500人まで	32,000円	8,000円	40,000円
501人以上	40,000円	10,000円	50,000円

イ 自主防災組織が消防法8条訓練のみを行なった場合、次の金額を交付します。ただし、上記アの訓練と同時に法8条訓練を行なった場合、上記アの助成のみとなります。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額
20人以上	5,000円

ウ 1年間（4月～翌年3月）に1つの自主防災組織が受けられる活動助成金の限度額は、自主防災組織の規模（構成世帯数）により次のとおりです。

自主防災組織構成世帯数	受給限度額
300世帯まで	30,000円
301世帯以上500世帯まで	40,000円
501世帯以上	50,000円

(4) 手続き

ア 地震防災訓練を実施する場合には、危機管理担当に連絡して、訓練内容等について打ち合わせてください。実施にあたっては、自主防災組織地震防災訓練実施届出書を危機管理担当に提出してください。

なお、消防法8条に基づく防火管理者が実施する消防訓練（自衛消防隊が実施する訓練）等は、消防署に御相談ください。

イ 訓練等の活動を実施したあとは、実施後1ヶ月以内に活動助成金交付申請書、請求書・支払金口座振替依頼書、口座の写し等を提出してください。（消防訓練実施計画報告書は消防署に提出）

ウ 3～4週間後に「決定通知書」が送付されます。通知到着後1～2週間後に助成金が振り込まれます。なお申請人（代表者）と口座名義人とが異なる場合は、委任状が必要となります。

エ 必要書類

- ① 事前に提出「地震防災訓練実施届出書」
- ② 訓練実施後に提出

活動助成金交付申請書	口座振替依頼書（委任状）	預金通帳の写し
訓練実施を証明する書面（写真、プログラム、回覧物等）		

(5) その他

ア この助成金は市の予算の範囲内で実施されますので、年度末の到達以前に打ち切る場合があります。

資料 1

自主防災組織の規約例

〇〇町内会防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、〇〇町内会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、災害対策基本法及び川崎市及び麻生区地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害(地震その他)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材等の備蓄に関すること。
- (6) 避難所運営会議の運営に関すること。
- (7) 災害時要援護者避難支援制度に関すること。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

本部長 1名、副本部長 〇名、会計 〇名、会計監査 〇名、班長 〇〇名

(役員任期等)

第5条 本会役員任期は、〇〇年とする。ただし、再任を妨げないものとし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員責務)

第6条 本部長は、本会を代表し、会務を総括し、災害の発生時における応急活動の指揮をとる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは本部長が欠けたとき、その責務を行う。
- 3 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
- 4 班長は、担当する班の責務遂行及び会務の処理を行う。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定期総会は、年1回〇〇町会の定期総会に併せて開催する。
- 3 臨時総会は、役員会または本部長が必要と認めるとき開催する。
- 4 役員会は、本部長が必要と認めるとき開催する。
- 5 本部長は、会議の議長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(防災計画)

第8条 本会は、災害発生時の被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 本会の班編成及び責務に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊出しに関すること。
- (5) その他必要とする事項。

(会計)

第9条 本会の運営に関する費用は、会費その他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

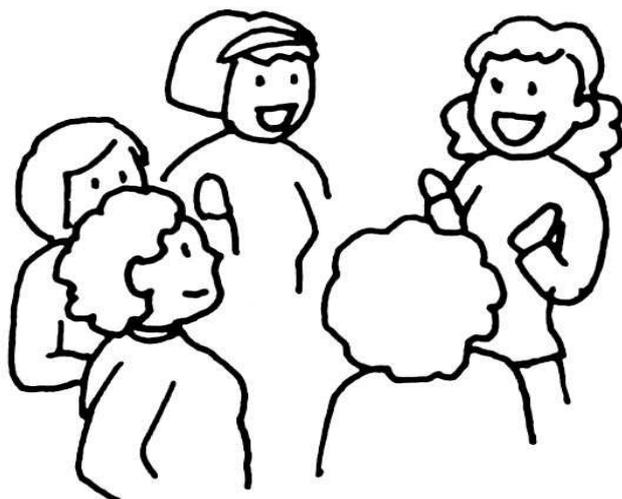
3 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(雑則)

第10条 この会則に定めるものの他、必要な事項は〇〇（附則等）が別に定める。

附則

この規約は、平成〇〇年〇月〇〇日から実施する。



〇〇町内会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇町内会防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震または風水害等の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火の防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 災害時要援護者の支援に関すること

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別表のとおり組織を編成し、任務を分担する。

4 防災知識の啓発

地域住民の防災知識を高めるため、次により啓発を行う。

(1) 啓発事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に対応した防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災全般に関すること。

(2) 啓発方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、上映会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

毎月15日の市民地震防災デー、火災予防運動期間及び防災の日等、防災関連諸行事の行われる時期に合わせて実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練

ウ 避難訓練（特に災害時要援護者に配慮した訓練）

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水訓練

カ ロープワーク訓練

キ 防災マップ作成

(3) 総合訓練

総合訓練は、2種類以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施にあたっては、その目的、実施要領等を明らかにした実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに地震防災デー又は町内会事業にあわせて実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては年間〇回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害の状況を性格かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報班員の責務

情報班員は、地域内の災害情報を収集し、防災関係機関等に連絡すると共に、必要と認められる情報を地域内住民へ伝達する。

(2) 情報収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令、川崎市行政防災無線システム等によって行うものとする。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等では、火災の発生が被害を大きくする主な原因となることから、出火防止の徹底を図るため、毎月15日の「市民地震防災デー」には、各家庭において、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行うよう呼びかけを行う。

ア 火気使用設備・器具の点検整備及びその周辺の整理・整頓

イ 石油類等の危険物品の保管状況の確認

ウ 消火器等の消火器材の確認

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に初期消火活動を行うため、次の消火器材を配備する。

ア 可搬式(小型)動力ポンプ

イ 消火器、水バケツ、消火砂等

(3) 防災関係機関への出動要請

消火班員等は、消火・延焼防止のため、消防署等への出動要請を行う。

8 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、これに積極的に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要と認めたときは、消防署等への出動要請を行う。

9 避難対策

火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危険が生じ、またはそのおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長等による避難指示が出たとき、または地域において避難する必要を認めたときは、本部長は避難誘導班に対し、避難誘導の実施を指示する。

(2) 避難誘導班員は、本部長の避難誘導の指示に基づき、住民を安全かつ迅速に避難場所へ誘導する。

(3) 避難場所及び避難経路

ア 避難場所は次のとおりとする。

- ① ○○○学校 ② ○○会館 ③ ○○公園

イ 避難経路

○○通りを主な避難経路とする。ただし、避難経路が通行不能の場合は、○○通りを利用するものとする。

(4) 避難場所における生活環境の確保

ア 仮設トイレ、ゴミ集場所の確保

イ 苦情、その他生活相談等の相談所の開設・運営

10 給食・給水

避難場所における給食及び給水は次により行う。

(1) 給食

給食給水班員は、市または地域防災拠点から配分された食糧、地域内の家庭から提供された食糧等の配分、炊出し等により、給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、提供された飲料水、井戸水等により、給水活動を行う。

(3) 在宅避難者への給食・給水

避難場所の他、在宅避難者への給食・給水活動を併せて実施し、食糧、飲料水を提供する。



資料3

訓練実施計画例

〇〇町内会防災訓練実施計画

訓練種別	総合訓練
実施日時	〇〇月〇〇日（〇曜日） 〇〇時～〇〇時
指導者	〇〇消防署員 〇人 〇〇奉仕団 〇人 ボランティア 〇人 区役所職員 〇人
参加者	〇〇町会 〇〇人
目的	1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施 2 各種防災資器材についての知識、取扱い法の習得
想定	関東地方に震度6強の地震が発生し、〇〇町会内においても、道路、水道、電気等のライフラインに大きな被害が生じ、また、家屋の倒壊や火災が発生するとともに、負傷者も続出した。さらに、火災は延焼拡大のおそれがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。
訓練内容	1 各戸訓練 地震発生（時報等を利用）とともに、火気使用中の各家庭では火の始末を行い、テーブル下に潜り込み、身体の保護に努める。 2 通報訓練 火災の発生を発見した者は、大声で各戸へこれを知らせ、119番通報を行う。 3 消火訓練 初期火災を消火器、バケツ等の資器材を活用し、指導者の合図により消火作業を行う。 4 避難訓練 火災の延焼拡大に伴い、避難誘導班の指導により、所定の避難場所へ避難する。 5 応急救護訓練 落下物等により負傷した者に応急手当を行い、また、救護所・救急機関へ担架搬送行う。 6 給水・給食訓練 市の備蓄食糧や、各戸から提供された白米を利用して、炊出し訓練を行う。 臨時給水栓、給水車により、飲料水の確保を行う。

訓練種類別一覧表

訓練項目	使用資器材等	内 容	指 導 者
搬 送 訓 練	竹竿、毛布、衣類	<ul style="list-style-type: none"> 毛布、衣類を使用した応急担架の作成 搬送法の実習 	消防署員
応 急 手 当 ・骨折 ・捻挫 ・火傷 ・切り傷	三角巾、添え木、ストッキング、ガーゼ	<ul style="list-style-type: none"> 三角巾を使用した応急手当 応急手当及び添え木の固定 冷水での応急手当 切傷の程度に応じた手当 	日本赤十字社、赤十字奉仕団等
救 急 法 訓 練	心肺蘇生法訓練用的人形、AED	<ul style="list-style-type: none"> 人形を使用した人工呼吸、心臓マッサージ AEDの実技指導、練習 	
情報収集・伝達	筆記用具 災害情報書き込み用紙 避難者登録カード 区域内地図 避難場所一覧	<ul style="list-style-type: none"> 町内の被害状況を収集し、地図上に転記 避難者登録カードにより、避難者を集計 収集した情報を区本部へ連絡 被災者への正確な情報の提供 安否情報の収集と伝達 	自主防組織員
初 期 消 火	軍手、バケツ、消火器、オイルパン、ガソリン、灯油、廃油入れ用容器	<ul style="list-style-type: none"> バケツリレーによる消火訓練 消火器による消火訓練 近隣への火災発生の周知と通報 	消防署員
避 難 誘 導	組織編成表、班員名簿 メガホン、担架、車イス、避難経路地図	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の集約 避難経路の確認と交通整理 避難者の点呼と集計 健常者と要援護者の区別 在宅被災者の把握 	自主防組織員
仮設トイレ設置	軍手、スコップ、仮設トイレ、便槽、工具	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所の確認 仮設トイレの組立 し尿処理方法の検討 	自主防組織員
そ の 他	起震車 煙ハウス	<ul style="list-style-type: none"> 起震車による地震の疑似体験 煙ハウスによる避難の疑似体験 	消防署員
	給水車・臨時給水栓	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水拠点の設営 	上下水道局、管工事組合